

為スコト

二會社ハ作業、都合上復職者八名中、四名ノ昭和六年一月、仕

事始メ他、二名ハ合月十五日ニ就職セシメ、殘ル二名ハ可成會

社ハ就職セシムルモ若シ不可能ナル場合ハ、山室正ニ於テ責任

ヲ以テ他ノ製紙工場へ就職セシム但後四名ノ復職者ニ對シテ

ハ月ノ仕事始メヨリ就職迄、日給ノ半額ヲ支給スルコト

三會社ハ石解雇者七名ニ對シテ、日給ノ半額ヲ支給スルコト

ハ解雇予告手当トシテ各自ノ月給ノ十四日分宛

二解雇予告トシテ各自ノ月給ノ十四日分宛

三友會手者トシテ各自ノ日給十日分宛

四會社ハ年終賞金、十一月十九日迄六ヶ月ノ背勤者ニ對シテ

相當スル金額ヲ家族見舞金トシテ支給スルコト

五會社ハ爭議團関係ノ就職者及復職者、内本年五月二十日ヨリ

十一月十九日六ヶ月間背勤者ニ背勤賞與トシテ各自ノ日給十

日分宛支給スルコト

六會社ハ外ニ附情金トシテ一千三百圓支給スルコト

七先ニ爭議團、提出シタル要求ニ對シテハ左ノ如ク協定ス

一會社ノ承認事項

一 臨時雇ヲ本雇トスルコト

二 食堂ヲ設備スルコト

三 晝食ニ茶ヲ支給スルコト

二會社ノ考慮事項

一 女工ノ十一時間制ヲ十時間ニスルコト

二 爭議團側ノ撤回事項、外ハ總テ撤回スルコト

三 右承認系ニ考慮事項、外ハ總テ撤回スルコト

附 記